

## 生徒心得

### 1 日常生活指導関係

社会ルール・生活マナーを身に付けさせ、自信と誇りを持った学校生活を送る。

### 2 服装等

- (1) 服装等は常に清潔を旨とする。
- (2) 制服を变形加工することは禁止する。
- (3) 通学には制服を着用する。ただし、学校が指示するときは制服以外を着用することができる。
- (4) 所有物には、HRNO・氏名を明記する。
- (5) 校舎内では学校指定のサンダルを使用する。
- (6) 雨天時、自転車で通学する場合は、レインコート（雨合羽）を着用する。レインコートの指定はないが、夜間反射テープ等反射材がついているもので、かつ無地単色（何色でもよい）のものを各自で購入する。  
傘さし運転は禁止する（道路交通法違反）。また、晴天時、傘を自転車に差しての通学も禁止。
- (7) ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪などの装飾品、マニキュア、化粧（アイプチ・アイテープ・付けまつげ・色つきリップ等全ての加工装飾品含む）は一切禁止する。
- (8) 通学かばんに指定はないので、各自安全に通学できる華美でないものを使用する。（自転車通学生はリュックタイプのを推奨）

### 3 頭髪について

- (1) パーマ、染色、脱色、アイロンなどによる全ての加工を禁止する。また、エクステンションの着用、技巧を凝らした刈り込みなど不自然な髪形は認めない。ひげはきれいに剃る。
- (2) 化粧及び化粧品類の使用および加工は一切禁止する。
- (3) 装飾品に類する物の着用や、装飾性が感じられる使用方法是全て禁止する。
- (4) 髪を止めるゴムやピンは飾りのないシンプルなものとする。

### 4 制服について

- (1) 制服は次のとおりである。

#### <上 衣>

- ・ブレザー
- ・長袖シャツ（ネクタイ、リボン着用）・半袖開襟シャツ
- ・指定ニットベスト・指定ニットセーター
- ※ベスト、セーターとも、極端にサイズの異なるものを着用しない。

#### <下 衣>

- ・スラックス（黒の華美でない革ベルト着用）
- ・スカート（丈は膝の真ん中）

#### <その他>

- ・指定靴下および紺色靴下（長さを13cm～20cmのソックス、クルーソックス丈とする）
- ・革靴（黒色または茶色）・運動靴
- ※サンダル(クロックスタイプ含む)、草履は全面禁止とする。
- ・インナーシャツは、無地単色で、袖・襟からはみ出してはいけない。
- ・マフラー、手袋、コート、及びタイツは、気候に応じて随時着用可。ただし、マフラー、手袋、コートは校舎内では着用不可。いずれの防寒具も学校指定ではないが、コートは黒または紺の無地ハ

- ・フコート、タイツは黒単色厚手のもの、マフラー、手袋は華美でないものとする。
- ・式典など学校が指定するときはブレザー、ネクタイ(リボン)を着用する。

## 5 自転車・運転免許取得について

- (1) 通学自転車はよく整備された、しっかり施錠できる標準的な二輪車を使用する。
- (2) 安全運転できること。自転車は車両であり、交通法規を守らない者には自転車通学を許可しない。
- (3) 電動アシスト付き自転車は許可するが、施錠などの管理を各自でしっかり行うこと。
- (4) マウンテンバイク、折りたたみ式自転車、タイヤ径24インチ未満のものは禁止。
- (5) スタンドは直立の両スタンドとする。(片足1本スタンド、ハブステップは禁止)
- (6) ドロップハンドル、変形ハンドルは禁止。販売店によってはハンドルの角度が危険なものを取り扱っている場合があるので、それらも全て禁止する。判断に迷う場合は一度学校の担当者に見せるか、相談する。
- (7) 必ず防犯登録をすること。(購入時に登録すること。未登録の場合、自転車店で登録可能)
- (8) ライトは自動点灯式が望ましい。(しっかり点灯するものを必ず装備すること)
- (9) 入学後、上記全ての項目をチェックし、合格したもののみ、登録ステッカーを後方泥よけ下部に貼り付ける。これをもって正式許可とし、整備不良などでステッカーをもらえない生徒には自転車通学を許可しない。
- (10) 自転車乗車時のヘルメット着用を推奨する(改正道路交通法 H5.4.1よりヘルメット着用努力義務)。
- (11) 静岡市内の交通状況を考え、総合保険等への加入が望ましい。特に自転車通学者は自転車保険に加入する。(任意保険への加入が望ましい)
- (12) 生徒の運転免許取得は原則禁止。自動車(普通)のみ3年次許可制で取得が可能だが、運転は許可しない。自動二輪(原付含む)については免許取得・運転・同乗・所持全て堅く禁止する。

## 6 各種願・届・その他

- (1) 次の場合には、願い出て許可を得なければならない。申請などの詳細は担任に相談する。  
下宿、退学、休学、復学、転学、証明書交付(成績、卒業見込、在学、身分)、旅行(キャンプ、スキー、スケート、登山などを含む)、異装、早退、外出、欠課等
- (2) 次の場合には、すみやかに届け出なければならない。  
住所・姓名変更、保護者変更
- (3) アルバイトは原則禁止であるが、長期休業中は申請の上、許可する。また、家計の援助をしなければならない等特別な理由がある場合は面談等、一定の条件の上、許可することがある。

## 7 他校・母校中学訪問(中学・高校連携取決め事項)

- (1) 他校の文化祭などを見学する際は、本校の制服を正しく着用の上、本校の校則に則った姿で訪問すること。また、本校が発行する身分証明書を持参すること。
- (2) 母校の中学校へ訪問することがあるときは、以下の点を必ず守ること。
  - ・事前に中学校の先生にアポイントメントを取り、訪問は16時以降とする。
  - ・本校の制服を正しく着用し、本校の校則に則った姿で訪問する。(部活動の合同練習は部活動の指示に従う)
  - ・中学校敷地内での携帯電話使用は禁止。
  - ・飲食は厳禁(特にガム)。
  - ・公演等のチケットをむやみに売ってはいけない。

## 8 自己管理・防犯対策

- (1) 通学は交通法規を遵守し、また公共のマナーに反することのないよう、常に安全に気を配ること。
- (2) 部活動などで帰りが遅くなる時には、可能な限り単独での下校は避け、明るく人通りの多い道を通ること。万が一、犯罪等に巻き込まれたときは、速やかに警察・保護者・学校に連絡し、指示を仰ぐこと。(不審者に遭遇した場合は、近くのコンビニ、商店、民家に駆け込むこと。)
- (3) 盗難防止のため、個人の貴重品はロッカーに入れ、必ず施錠管理すること。ロッカーの鍵は、各自で用意すること。また、入学時に割り当てられる靴箱もダイヤルロック式なので、私物を施錠・管理すること。
- (4) 学校生活に不要なものに関しては持参しないようにすること。万が一紛失しても、学校は一切の責任を負わない。また、不要なものは学校にて預かり指導とする。

## 9 携帯電話・スマートフォン等の基本ルール

- (1) SNS等を使って、人を騙したり、傷つけたり、無責任な書き込みをしてはならない。
- (2) 人に面と向かって言えない事は、ネット上に書いてはならない。
- (3) 安易な気持ちで、SNS上に写真を載せたり、送ったり、受け取ったりしてはならない。一度でもネット上に流れれば、拡散し、消すことはできません。
- (4) 他人を勝手に撮影したり、その写真をネット上に掲載することは、犯罪行為である。

## 10 部活動

会員は、入学後1年間は、別表1に定める文化部、運動部のいずれか1つに全員加入とする。2・3年生は任意とする。

ただし、加入している部活動顧問の許可を受けその活動に支障のない範囲で兼部を認める。

### 文化部

演劇部 吹奏楽部 和太鼓部 美術部 書道部 報道部 棋道部 文芸部 理科部 園芸部 家庭部  
茶華道部 情報部 簿記部

### 運動部

陸上部 水泳部 男子バレーボール部 女子バレーボール部 男子バスケットボール部  
女子バスケットボール部 男子サッカー部 女子テニス部(硬式) 卓球部 女子ソフトボール部  
女子バドミントン部 剣道部 弓道部 野球部(硬式)